

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公表番号】特表2018-514214(P2018-514214A)

【公表日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2017-556573(P2017-556573)

【国際特許分類】

C 12 M 1/34 (2006.01)

C 12 M 1/00 (2006.01)

【F I】

C 12 M 1/34 B

C 12 M 1/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月22日(2019.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

防水性基部と、前記基部に取り付けられた防水性カバーシートと、それらの間に配置された増殖区画とを含む、本体であって、前記増殖区画が、周辺部と、前記増殖区画への液体のアクセスを提供する開口部とを有し、前記周辺部の一部分が、防水性シールによって固定され、前記部分が、前記周辺部の50%超を含む、本体と、

前記増殖区画内で前記基部に接着された、乾燥した冷水可溶性ゲル化剤と、

前記増殖区画内に配置された、乾燥した第1酸素除去試薬と、を備える、装置。

【請求項2】

前記第1酸素除去試薬、前記第2酸素除去試薬、前記還元試薬、前記栄養素、前記指示薬、及び前記成分のうちのいずれか2つ以上の組み合わせからなる群から選択される第1乾燥成分が、前記基部に接着されている、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記基部は、前記増殖区画の少なくとも一部分において、その上に配置された第1接着剤層を含み、前記第1乾燥成分が、前記増殖区画内で、前記第1接着剤層に接着されている、請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記第1酸素除去試薬、前記第2酸素除去試薬、前記還元試薬、前記栄養素、前記指示薬、及び前記成分のうちのいずれか2つ以上の組み合わせからなる群から選択される第2乾燥成分が、前記カバーシートに接着されている、請求項2に記載の装置。

【請求項5】

前記カバーシートが、前記増殖区画の少なくとも一部分において、その上に配置された、第3接着剤層を備え、

前記第2乾燥成分が、前記増殖区画内で、前記第3接着剤層に接着されている、請求項4に記載の装置。